

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 藤枝市長、藤枝市教育委員会、藤枝市議会議長、藤枝市選挙管理委員会、藤枝市代表監査委員、藤枝市公平委員会、藤枝市農業委員会、藤枝市固定資産評価審査委員会委員長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	90.6	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.6	%
全職員	64.5	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	98.7	%
本庁課長相当職	96.9	%
本庁課長補佐相当職	97.6	%
本庁係長相当職	96.3	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	98.7	%
31～35年	99.3	%
26～30年	93.2	%
21～25年	84.3	%
16～20年	79.6	%
11～15年	88.0	%
6～10年	91.1	%
1～5年	95.9	%

【説明欄】

・男性は世帯主が多いため、扶養手当や住居手当の受給者数が多いことから、1人当たりの基本給与が多い傾向が見られる。
・男性の方が、時間外勤務時間が多い傾向にあり、1人当たりの時間外勤務手当も増えるため、差異に表れている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。